

吹田市下水道条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(排水設備の接続方法等)</p> <p>第7条 -----略-----</p> <p>2 排水設備の新設等をする場合の排水管の内径及び排水渠の断面積は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 汚水のみを排除する排水管（第3号に規定するものを除く。）の内径は、次に掲げる排水人口の区分に応じ、それぞれ次に定める長さとし、排水渠の断面積は、それぞれ当該排水管の内径と同程度以上の流下能力のあるものとすること。</p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ 150人以上300人未満 <u>150ミリメートル</u>以上</p> <p>ウ 300人以上<u>600人未満</u> <u>200ミリメートル</u>以上</p> <p>エ <u>600人以上</u> <u>250ミリメートル</u>以上</p> <p>(2) 雨水又は雨水を含む下水を排除する排水管（次号に規定するものを除く。）の内径は、次に掲げる排水面積の区分に応じ、それぞれ次に定める長さとし、排水渠の断面積は、それぞれ当該排水管の内径と同程度以上の流下能力のあるものとすること。</p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ 200平方メートル以上600平方メートル未満 <u>150ミリメートル</u>以上</p> <p>ウ <u>600平方メートル以上</u> <u>200ミリメートル</u>以上</p> <p>(3) -----略-----</p> <p>(改善命令等)</p>	<p>(排水設備の接続方法等)</p> <p>第7条 -----略-----</p> <p>2 排水設備の新設等をする場合の排水管の内径及び排水渠の断面積は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 汚水のみを排除する排水管（第3号に規定するものを除く。）の内径は、次に掲げる排水人口の区分に応じ、それぞれ次に定める長さとし、排水渠の断面積は、それぞれ当該排水管の内径と同程度以上の流下能力のあるものとすること。</p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ 150人以上300人未満 <u>125ミリメートル</u>以上</p> <p>ウ 300人以上<u>500人未満</u> <u>150ミリメートル</u>以上</p> <p>エ <u>500人以上</u> <u>200ミリメートル</u>以上</p> <p>(2) 雨水又は雨水を含む下水を排除する排水管（次号に規定するものを除く。）の内径は、次に掲げる排水面積の区分に応じ、それぞれ次に定める長さとし、排水渠の断面積は、それぞれ当該排水管の内径と同程度以上の流下能力のあるものとすること。</p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ 200平方メートル以上400平方メートル未満 <u>125ミリメートル</u>以上</p> <p>ウ <u>400平方メートル以上</u> <u>600平方メートル未満</u> <u>150ミリメートル</u>以上</p> <p>エ <u>600平方メートル以上</u> <u>1,500平方メートル未満</u> <u>200ミリメートル</u>以上</p> <p>オ <u>1,500平方メートル以上</u> <u>250ミリメートル</u>以上</p> <p>(3) -----略-----</p> <p>(改善命令等)</p>

現 行	改 正 案
<p>第20条 市長は、使用者が第17条の規定に違反する下水を公共下水道に排除しているときは、その者に対し、期限を定めて下水の水質を改善することを命じ、又は公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全するため若しくは公共下水道若しくは流域下水道からの放流水を法第8条（法第25条の18において準用する場合を含む。）の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、下水の排除を一時停止することを命ずることができる。除害施設管理責任者がその業務を怠つたことにより第17条の規定に違反する下水が公共下水道に排除されるおそれがある場合も、同様とする。</p>	<p>第20条 市長は、使用者が第17条の規定に違反する下水を公共下水道に排除しているときは、その者に対し、期限を定めて下水の水質を改善することを命じ、又は公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全するため若しくは公共下水道若しくは流域下水道からの放流水を法第8条（法第25条の30において準用する場合を含む。）の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、下水の排除を一時停止することを命ずることができる。除害施設管理責任者がその業務を怠つたことにより第17条の規定に違反する下水が公共下水道に排除されるおそれがある場合も、同様とする。</p>